

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定によるパーキング・チケットを県下において全て廃止するため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料を削除することとします。（別表第7関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第2項の表(1)の項を削り、同表(2)の項中「法」を「道路交通法（以下この表において「法」という。）」に改め、同項を同表(1)の項とし、同表中(3)の項を(2)の項とし、(4)の項から(13)の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧	新																
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1から別表第6まで 省略</p> <p>別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料</p> <p>1 省略</p> <p>2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料</u></td> <td style="text-align: center;">1枚につき 300円</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料</u></td> <td style="text-align: center;">1件につき 23,000円</td> </tr> <tr> <td>(3)～(13) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8以下 省略</p>	区 分	金 額	(1) <u>道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料</u>	1枚につき 300円	(2) <u>法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料</u>	1件につき 23,000円	(3)～(13) 省略		<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1から別表第6まで 省略</p> <p>別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料</p> <p>1 省略</p> <p>2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料</u></td> <td style="text-align: center;">1件につき 23,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)～(12) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8以下 省略</p>	区 分	金 額	(削除)		(1) <u>道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料</u>	1件につき 23,000円	(2)～(12) 省略	
区 分	金 額																
(1) <u>道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料</u>	1枚につき 300円																
(2) <u>法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料</u>	1件につき 23,000円																
(3)～(13) 省略																	
区 分	金 額																
(削除)																	
(1) <u>道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料</u>	1件につき 23,000円																
(2)～(12) 省略																	